

## 令和8年度から 骨粗しょう症検診が開始！

## 女性の骨折は50歳代から急激に増加！？

20歳代以降の骨折による医療機関受診率（令和6年度）（図1）をみると、年齢が上がるにつれて、男女ともに増加しており、特に50歳代以降の女性について急激に増加しています。

その要因のひとつとして、女性は30歳代後半から40歳代半ばで骨量減少がはじまり、骨粗しょう症のリスクが高まることが考えられます（図2）。

## 協会けんぽの骨粗しょう症検診を受けて、リスクを把握しましょう

協会けんぽでは、令和8年度から生活習慣病予防健診（一般健診・節目健診）を受診する際に、骨粗しょう症検診を追加して受診できるようになりました。骨粗しょう症検診を受けて、骨量を測定し、リスクを把握しましょう。

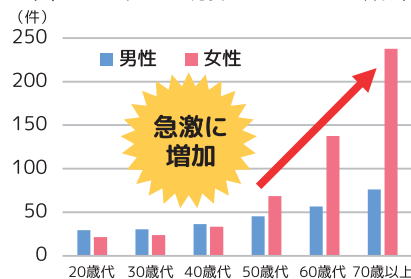
骨粗しょう症  
検診の対象者

生活習慣病予防健診  
（一般健診・節目健診）  
を受診する**40～74歳**  
の**偶数年齢**の女性の方

検診の詳細  
はこちら▼

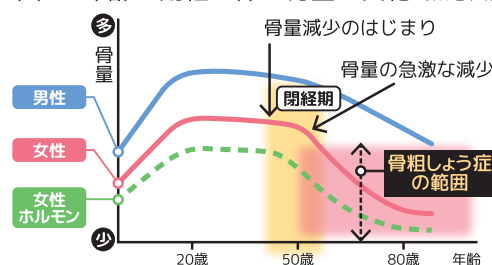


図1 骨折による医療機関受診率（令和6年度）  
（1,000人当たりの骨折によるレセプト件数）



出典：協会けんぽレセプトデータ

図2 年齢と閉経に伴う骨量の変化（概念図）



引用元：公益財団法人骨粗鬆症財団  
「40歳からはじめる骨粗しょう症検診」

## 「職場の健康づくり」のために健康宣言をしませんか？

中小企業にとって、少子高齢化の加速、労働人口の減少等により、人手の確保が難しくなっています。そのため、「生涯現役」を目指して健康づくりをしていくことが大切です。

協会けんぽでは、事業主の皆さまに健康管理を経営課題として認識し、対策に取り組んでいくことを明文化して意思表示する「健康宣言」を推進しています。

## 健康宣言事業所の皆さまに対するサポート

協会けんぽでは、健康宣言をしていただいた事業所に対して、無料で以下のようなサポートを実施しています。事業所内の健康づくりの取組の一環としてご活用ください。詳細についてはお気軽にお問合せください。

1

## 「企業健康カルテ」の提供

毎年提供！

血圧が高い  
人が多い！？

睡眠がとれて  
いない人が  
多い！？

2

## 健康づくり出前講座

- メンタルヘルス対策 & 治療と仕事の両立支援  
（山口産業保健総合支援センターとの連携）
- 運動・食事・栄養の講座

3

## 健康に関する各資料の提供

社内の健康意識  
啓発に活用いた  
だける各種資料  
の提供



従業員の皆さまが今よりもっと長く元気に働くことができる環境づくりをはじめませんか？



健康宣言の  
詳細はこちら▶



## 令和8年6月から先発医薬品を希望すると 患者負担額が増える場合があります



現在、医療機関を受診してお薬を処方される際、ジェネリック医薬品（後発医薬品）がある先発医薬品を希望される場合は、通常の患者負担額に加えて、「特別の料金」が必要となる仕組み（※1）が導入されています。**令和8年6月以降は、「特別の料金」がジェネリック医薬品と先発医薬品の価格差の4分の1相当額から2分の1相当額に引き上げられます。**詳しくは以下の例をご確認ください。

（※1）医療上の必要があると認められる場合等を除く。



（例）ジェネリック医薬品（250円）があるが、  
先発医薬品（500円）を希望した場合（3割負担の場合）

令和8年5月まで

|                 |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 保険給付<br>306.25円 | 患者負担<br>131.25円 | 特別の料金<br>68.75円 | 患者負担額<br>合計200円 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|

「特別の料金」：（500円 - 250円）× 1/4 = 62.5円 → 62.5円 × 1.1（消費税） = 68.75円

令和8年6月から

|                |                |                 |                 |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 保険給付<br>262.5円 | 患者負担<br>112.5円 | 特別の料金<br>137.5円 | 患者負担額<br>合計250円 |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|

「特別の料金」：（500円 - 250円）× 1/2 = 125円 → 125円 × 1.1（消費税） = 137.5円

重要!

ジェネリック医薬品を使用すると、

|              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 保険給付<br>175円 | 患者負担<br>75円 | 患者負担額<br>75円 |
|--------------|-------------|--------------|

ジェネリック医薬品の  
利用をご検討ください!

Check

- ☑ 令和8年6月からさらに  
患者負担額が増えます
- ☑ 例の場合、ジェネリック  
医薬品だと患者負担額が  
250円から75円に抑え  
られます

制度の詳細  
はこちら▼



（厚労省HP）

ジェネリック医薬品  
の詳細はこちら▼



（協会けんぽHP）

## 高齢受給者証の一部負担金の割合が現在「3割」となっている皆様へ

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者（※2）であるとして「3割」となっている方であっても、令和7年（2025年）中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が令和8年（2026年）9月より「3割」から「2割」になります。

（※2）70歳以上かつ標準報酬月額28万円以上の被保険者とその被扶養者



### 一部負担金の割合が2割になる方

| 70歳以上の被扶養者を<br>有する場合             | 70歳以上の被扶養者を<br>有しない場合 | （被保険者の収入が383万円以上の方のうち）<br>旧被扶養者（※3）を有する場合 |
|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------|
| （被扶養者の収入と合わせて）<br><b>520万円未満</b> | <b>383万円未満</b>        | （旧被扶養者の収入と合わせて）<br><b>520万円未満</b>         |

（※3）旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方

昨年申請いただいたことにより、2割負担となっている加入者がいらっしゃる事業所様に対しては7月に『基準収入額適用申請書』を送付する予定です。



制度の詳細や  
申請方法はこちら▶



（協会けんぽHP）



（協会けんぽHP）